

岩美町障害者活躍推進計画

機関名	岩美町
任命権者	岩美町長、岩美町議会議長、岩美町教育委員会
計画期間	令和２年４月１日～令和７年３月３１日（５年間）
障害者雇用に関する課題	本町においては、令和元年６月１日時点で法定雇用率を充足している。 しかし、引き続き法定雇用率を充足するためには、障害者雇用の促進を更に進めていく必要があり、これら職員の定着のためには、一層の体制整備や取り組みが必要である。
目標	
（１）採用に関する目標	【実雇用率】 （各年度）当該年６月１日時点で法定雇用率を上回る。 （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
（２）定着に関する目標	障害のある職員の定着を促進し、離職者を出さない。 （評価方法）毎年の任免状況通報作成時に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
（３）キャリア形成に関する目標	障害のある職員の活躍の場を拡大する。 （評価方法）人事記録等で把握・進捗管理。
取組内容	
１．障害者の活躍を推進する体制整備	
（１）組織面	○障害者雇用の促進及び障害者活躍推進計画の円滑な実施を図るために障害者雇用推進者を選任する。 （総務課長、教育委員会事務局次長、議会事務局長） ○障害のある職員からの職業生活全般についての相談及び指導を行うため、障害者職業生活相談員を選任する。 （総務課人事担当係長）
（２）人材面	○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む）について、鳥取労働局が開催する「障害者職業生活相談員資格認定講習」を受講させる。 ○障害のある職員が配属されている部署の職員を中心に、厚生労働省障害者雇用対策課又は鳥取労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を受講させる。 ○障害のある職員の新規受け入れ職場に対し、障がいのあ

	る職員と共に働くにあたっての心構えなどを配置前に周知する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、鳥取労働局等に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	○相談窓口への相談のほか、人事評価の面談時に、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講ずる。 なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
(2) 募集・採用	○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3) 働き方	○各種休暇を柔軟に活用し、個々の状況に応じた働き方を促進する。
(4) キャリア形成	○障害のある職員の希望等も踏まえつつ、実務研修等の受講を促進する。
(5) その他の人事管理	○通勤手段について、個々の状況に応じて柔軟に対応する。 ○面談等を通じた状況把握や体調配慮を行う。
4. その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。